

## 障害年金・個別相談会

期 8月18日(金)  
 時 午前9時30分～、10時30分～、11時30分～  
 所 総合福祉センター4階  
 対 市内在住の障害や疾患のある方と家族、支援者（障害年金受給の有無は不問）  
 内 社会保険労務士による、障害年金の受給資格や申請方法などの個別相談（1人50分程度）  
 定 各回3人（初めての方優先、相談2回まで）  
 費 無料  
 申 7月24日(月)～8月10日(木)に電話またはFAXでドルチェ ☎490-6675・☎444-6606（社会福祉協議会）

## 知って活かそう介護予防教室（全8回）

運動や栄養、口腔、認知症予防の理解を深め、上手に年齢を重ねるコツを学びます。  
 期 ①8月22日(火)②29日(火)③9月5日(火)④12日(火)⑤19日(火)⑥10月3日(火)⑦17日(火)⑧24日(火)  
 時 午前10時～11時30分  
 所 健康活動広場こかげ  
 対 市内在住の65歳以上で初参加の方※要支援・要介護認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、医師から運動制限を受けている人は不可  
 定 申し込み順20人  
 費 無料  
 申 7月6日(木)～20日(木)に電話で高齢者支援室 ☎481-7150

## 簡単！10の筋力トレーニング講座

日常生活でよく使う筋肉を鍛えます。運動に自信のない方も、安心して参加できます。  
 日 8月24日(木)午前10時～11時30分  
 所 文化会館たづくり12階大会議場  
 対 65歳以上の市民で要介護の認定を受けていない方。医師から運動制限を受けている方は医師に相談後受講  
 定 申し込み順50人  
 費 無料  
 備 飲み物  
 申 7月6日(木)から電話で高齢者支援室 ☎481-7150

# 暮らしの情報

## 安全・安心なまちづくり

### 防災行政無線を用いた全国一斉の情報伝達訓練

緊急情報を確実に伝えるため、全国瞬時警報システム「Jアラート」を活用した情報伝達訓練を行います。  
 日 7月12日(火)午前11時～※6月7日から延期した訓練  
 内 上りチャイム+「これは、Jアラートのテストです。」×3回+「こちらは、ぼうさい調布です。」+下りチャイム  
 申 総合防災安全課 ☎481-7346

## 税金・保険・年金

### 市民課・納税課の休日窓口

期 7月8日(土)・23日(日)、8月12日(土)  
 時 午前9時～午後1時  
 所 市民課(市役所2階・市役所1階101会議室) ☎481-7041～5  
 納税課(市役所3階) ☎481-7214～20

## 住まい・街づくり・環境

### 空き家等リノベーション促進事業を開始



期 7月1日～  
 対 市内の空き家などを地域の活動拠点として運用する方  
 内 空き家などを活用したまちの価値、魅力や住環境の向上を図る取り組みとして市が認定した事業について、空き家などの活用者に対し、改修工事費などの一部を補助（補助率5分の4、上限50万円）  
 申 申請書（住宅課（市役所7階）で配布または市HPから印刷可）と必要書類を住宅課へ持参  
 申 住宅課 ☎481-7817

### 空き家バンクの利用希望者を募集



期 7月1日～  
 対 市内に所有している空き家の売却や賃貸などを行い所有者、市内の空き家を購入や賃借などして居住や活動の拠点などとして活用希望者  
 費 無料（売買・賃貸借などの契約に至った場合のみ、媒介等業者に対し、報酬（手数料）の支払いあり）  
 申 申請書（住宅課（市役所7階）で配布または市HPから印刷可）と必要書類を住宅課 ☎481-7817へ持参または郵送

### 飛田給に「トビバコ」が開設



トビバコは空き家を利活用した地域密着の「参加型イベントスペース」です。イベントの企画から場所の運営まで、みんながアイデアを持ち寄り、一緒に創り上げます。利用したい方を常時募集しています。  
 期 7月1日～※運営日は市HP参照か問い合わせ  
 所 飛田給3-25-30  
 申 住宅課 ☎481-7817



### 西調布駅周辺地区まちづくりに関するオープンハウス

まちづくりの検討状況に関するパネルを展示し、皆様のご意見を伺います。

日 7月14日(金)午後4時～7時、15日(土)午前11時～午後2時  
 所 西調布駅南口駅舎横  
 申 当日直接会場へ  
 内 入退場自由  
 申 都市計画課 ☎481-7444

## 募集

### 8月のフリーマーケット出店者

期 8月5日(土)・6日(日)  
 時 午前10時～午後3時  
 所 市役所前庭  
 出店資格 / 市内在住・在勤で物品販売を主業としない18歳以上の方  
 定 各50人（多数抽選）  
 費 1000円  
 申 Eメール（携帯メールは不可）または往復はがき（往信裏面）に出店希望日、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、誓約の一文（会場周辺の道路上での荷物の積み下ろしをしない旨）、在勤者は勤務先名・電話番号を明記し、7月15日(土)（消印有効）までに choufu.jirituouendan@luck.ocn.ne.jp または 〒182-0024 布田1-43-2-N203 NPO法人ちょうふ自立応援団フリーマーケット担当 ☎489-3160（文化生涯学習課）

### 庁用封筒の広告主

内 郵便などに使用する庁内共通封筒①角2と②長3封筒の裏面に単色刷りで同一広告を掲載（片方のみの掲載不可）  
 規格（1枠当たり） / ①縦54ミリ×横129ミリ ②縦44ミリ×横108ミリ※掲載4枠の場合。枠数によって規格は異なる  
 掲載料（1枠当たり） / ①6万枚：3万4000円 ②24万枚：4万1000円  
 募集枠 / 最大4枠  
 申 申込書（総務課（市役所4階）で7月5日(木)から配布または市HPから印刷可）と広告の原稿を、7月11日(火)までに直接またはEメールで総務課 ☎481-7341・syomu@city.chofu.lg.jp

「暮らしの情報」は10面に続きます

## 後期高齢者医療被保険者証（保険証）、減額認定証、限度額認定証の更新

期 保険年金課 ☎481-7148

8月1日(火)から使用する新しい保険証を7月中旬、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」）、限度額適用認定証（以下、「限度額認定証」）を7月下旬に発送します。  
 ※詳細は同封する案内参照  
 ※住所と実際の送付先が異なる場合は要問い合わせ  
 保険証（水色・カードサイズ） / 医療機関などでの窓口負担の割合が変わる方（表）に新しい保険証を簡易書留でお送りします  
 減額認定証（白色） / 世帯全員が住民税非課税の方が対象です。今までに申請したことがあり、令和5

年度も該当する方に送付します  
 限度額認定証（白色） / 3割負担の方のうち、世帯の被保険者全員が住民税課税所得690万円未満の方が対象です。今までに申請したことがあり、令和5年度も該当する方に送付します  
 現在使用中の保険証、減額認定証、限度額認定証の返却 / 8月1日(火)以降に、個人情報に留意の上、ご自身で破棄するか、保険年金課（市役所2階）または神代出張所に返却してください（郵送可）

7月中は現在お使いの保険証、減額認定証、限度額認定証が必要です

表 自己負担割合

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が被保険者が1人の場合200万円以上、被保険者が2人以上の場合320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合または、上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割